

「ホヅプロ実行委員会」会則

(名 称)

第1条 本会は、「ホヅプロ実行委員会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、三重県伊賀市島ヶ原地区（拠点：穂積製材所）において、都市部の幅広い世代の人たちを対象に、木材資源を活かしたものづくり教室などを開催する「穂積製材所プロジェクト」をはじめ、島ヶ原地区で生活する人々との交流を図りながら、島ヶ原地区を元気にしていくための様々な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「穂積製材所プロジェクト」の企画検討及び調整
- (2) 「穂積製材所プロジェクト」の実施運営
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は設立趣旨に賛同する個人や企業、団体によって構成する。

2 実行委員会は委員の互選により、委員長、副委員長を置く。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 実行委員会には、第4条の委員のほか、あらかじめ委員長が認める者が出席する事が出来る。

(小委員会)

第5条 実行委員会の下に、小委員会を置くことが出来る。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

3 委員は、委員会を構成し、会務の執行について決定する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 役員を選任に関する事
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事

(召集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第10条 委員会の議長は、委員長もしくは委員長から委任を受けた者がこれに当る。

(財源)

第11条 委員会の財源は、次のものをもってあてる。

- (1) 「穂積製材所プロジェクト」参加費等の事業収入
- (2) 助成金による収入
- (3) 個人、団体等からの寄付
- (4) 実行委員からの拠出金
- (5) その他の収入

(予算及び決算)

第12条 委員会の予算は、委員長がこれを調整し、委員会が決定する。

2 委員会の決算は、委員長がこれを委員会の認定に付する。

(会計)

第13条 委員会の会計は、平成19年7月10日に始まり解散の日をもって終了する。

(その他)

第15条 この会則に定めのない事項については委員長が定める。

付則

この会則は平成19年7月10日から施行し、解散の日をもってその効力を失う。